

生存権と『自由な社会』の構想

笹沼弘志

みなさん、こんにちは。静岡大学の笹沼です。よろしくお願いたします。

本日は、お招きいただきましてありがとうございます。

まず自己紹介ですけれども、一応私は「憲法」を専門にしています。静岡に行って十数年たつのですが、地元の静岡市内で野宿生活をする、いわゆるホームレスの人たちのところを訪問して、話し込みをするというような活動を10年近くやっています。野宿をしている人たちが寝る時間帯というのが、だいたい早くて9時ぐらい、遅いと11時とか12時ぐらいというところなのですが、そういう野宿場所に帰って、これから寝るところ、寝込みを襲いに行くわけです。普通なら迷惑がられるところですが、ほとんどの野宿者の方達は喜んで話しをしてくれます。そうした経験を踏まえて書いたのが、先ほどご紹介いただきました『ホームレスと自立／排除』というものです。

静岡で実際にいろいろと活動をしていて、出会った人たちの話なんかも含めて、今日は話をさせていだきたいと思います。

「生存権と自由な社会の構想」ということで、ちょっと大げさなタイトルですが、その意味は次のようなことです。

生存権というのは「憲法」の第25条に、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ということで規定されているものです。しかし、これは「すべての人」にかかわるもので、貧困に陥った人だけのものということではありません。むしろ会社のなかで上司の、会社の理不尽な命令に耐えて、歯を食いしばって我慢せざるをえないような状況、一所懸命に働いても、いつ首を切られるかわからないような状況、そういう状況にある人も含めて、生存権とはすべての人の自由にかかわる、すべての人の権利なんだということがタイトルの意味です。

貧困でなくても、すべての人が生存、自分の生活を支えなければいけない。そして、場合によっては、家族の生活をも支えなければならぬ。つまり、命がかかっているわけです。そのために、会社で働いたりして、理不尽なことにもやむなく従う、嫌だと思っても、嫌だと言えない。そういうような状況にある人がたくさんいるわけですが、このような普通の人の自由に関わっているのが生存権です。普通の人は、例えば、ホームレスの人のように、住む場所とか、毎日の食べるものとかに困らないかもしれないけれども、毎日嫌な思いをして、腹の中にためて暮らしている。こういう人たちの自由を支えるという意味で、生存権は重要な権利なのです。

なぜ我慢せざるをえないのかと言えば、生きていくためには会社で働かなきゃいけないから。どんなに人使いが荒いようなところでも、どんなに働いても、幸せになれないような、生き甲斐を感じられないような状況であっても、働かざるをえない。一度そこをやめてしまうと、も

う誰も助けてくれない。明日から住む場所も、食べるものもないというような状況だと、我慢してやらざるをえないわけです。

生活保護を最後のセーフティーネットなどといいますが、セーフティーネットとはどのようなものでしょうか。サーカスの空中ブランコで下に張ってあるのが、セーフティーネットですね。セーフティーネットが必要なのは落ちてしまった場合に役に立つからでしょうか。しかし、空中ブランコをやっているサーカスのスターが落ちたら意味がないわけです。だから絶対に落ちない技術を持っているわけですが、もしネットがなかったらどうでしょうか。おそらく怖くて、身がすくんで、何もできないかもしれない。

自由な社会であるから、能力のある人はいろんなことを自由にできます。しかし、自由にはリスクが伴います。どんなに高い能力を持って、どんなにいろんなことができる人でも、これがないともう怖くて生きていけないというのが、セーフティーネットとしての生存権保障の意義でしょう。どんなに嫌なことでも我慢しなければいけないというのではなくて、嫌なことには嫌だと言える、そういうような、自由な社会を支えるセーフティーネットが生存権保障なのではないかと感じます。

ところで、いま世の中の現実というのを見ますと、テレビなどで連日、ワーキング・プアとか、日雇い派遣の問題とか、ネットカフェ難民とか、そういったような問題が報道されております。

いまやワーキングプアという流行語のような感じで、最近の問題のように思われがちですが、そうではありません。最近景気が悪くなって派遣の人が切れ、野宿になっていませんかと問う問合わせがありますが、既に2、3年前から日雇い派遣の人が、仕事がない端境期（はざかいき）に野宿をしていたという現実もあります。しかし、それだけではありません。ただ実際には、ずいぶん前から同様な現実があるのです。

戦後日本社会の建設産業を支えてきたのは、日雇労働者でした。ゼネコンには現場の労働者は一人もおらず、下請け・孫請けの日雇労働者に頼ってきました。彼らは「人夫出し」という派遣の形で働いてきました。しかし、建設業については派遣法制定前だけでなく、派遣法による派遣が原則自由化された現在も禁止されています。つまり「偽装請負」です。日雇労働者は、景気がいいとき便利に使われ、景気が悪くなったら仕事にあふれるという繰り返しでした。そして40、50代になったら身体を壊して仕事がなくなって、収入がなくなり、住むところや、食べるものも失ってしまうようになりました。こういう方が、実はたくさんいたわけです。そして、バブル崩壊後、リストラが進められる中で、多数の人々がホームレス状態となるという事態が、もう十数年前から日本社会の深刻な問題になってきたはずですが。

ところが、どういうわけか、ホームレスの人たちについては取り上げられることが少なくなってきています。ワーキング・プアという言葉の流行の裏には、ワーキングでないと同情に値しないという考えがあるような印象を受けます。ネット・カフェ難民はワーキング・プアで、ホームレスの人たちというのは働いていないからネットカフェに泊まることもできないだろうという二分論ですね。ホームレスの人たちは、怠け者か、あるいは社会生活を拒否する人たちであり、ワーキング・プアの問題とは別なのだと国も考えているようです。

国が行ったネットカフェ難民の調査は非常に面白いものです。国はネットカフェ難民を住居喪失者と呼んでいるのですが、彼らが実際にネットカフェに寝泊まりするのは週平均3、4日程

度です。後はどうするのかといえば、路上で野宿することもあるわけです。実際には両者は同じ人びとであり、共に安定した住居を喪失した人であって区別し得ないものなのです。

さて、ホームレスの人たちは、どういう生活をしているのでしょうか。例えば静岡など地方都市ですと、東京とか大阪のようなテント生活をしている方はほとんどいません。夜、路上で、人通りがだんだん絶えてきた10時ぐらいに、段ボールを敷いて寝たりするわけです。そして、朝6時ぐらいにはきれいに片付けて立ち去る。

昼間に行けば、そこに人が寝ていたなんていうことは想像もつかないような、そういう場所です。彼らはひっそりと目に付かないように生活をしています。それはなぜかという、見られるのが嫌だからです。外に寝ているなんていうのは、人に見られたくない。人の目に付くような状況で寝るといえるのは怖いわけです。ものすごく怖い。

野宿している人が一番嫌なことは何かというと、人の目線と、人の足音だと言います。さげすむような目で見られる。そして、人の足音が近づいてくると、何か悪さをされるのではないかということで、一所懸命に寝たふりをして、身を固くする。そういう状況です。

そういう野宿する人たちに対して襲撃、特に若者、中学生とか高校生とかの襲撃事件というのがよく報道されます。野宿しているのは、だいたい50代から60代の男性が多いのですが、実は、子どもだけでなく、大人のサラリーマンなどからの嫌がらせもけっこう多いのです。殺したりするようなことはないけれども、ののしったり、たばこの火をぼんと投げたり、け飛ばしたり、段ボールをけったりとかいうようなことはしょっちゅうあります。

自分がこんなに頑張っているのに、おまえは何だというようなことなのかもしれません。嫌だという思いを腹にいっぱため込んで、ちょっとお酒を飲んで、憂さ晴らしに、ホームレスの人の段ボールをけ飛ばすというようなことが、実は、報道はされないけれども、頻繁に起こっているというのが現実です。

そして、ホームレスの人たちが公園でテントを立てて野宿していると、ここは公共の施設です、みんなのためのものです、だからあなたは出て行きなさいということで、強制的に排除される。たった7人ぐらいの人たちが住んでいた大阪の公園、例えば長居公園、名古屋の白川公園なんかもそうですが、そこに600人ぐらいの人を動員して強制撤去をする。

しかも、おとしになるのですが、大阪の大阪城公園と靱公園でも行政代執行が行われました。本人がテントを撤去しないから、行政が代わりに撤去し、その費用を本人に請求するというものです。

その際、最後まで説得するのが行政代執行という手続きなのですが、何と前日迄に行政は公園の周りを全部フェンスで囲って、本人たちが出られないような状態にしたのです。当日は、閉じられたフェンスから、警備員や職員が入って来て、人もテントも根こそぎ外に押し出し、連れて行くというようなやり方をしたのです。

収入がなくて、家賃が払えないから、やむなく公園で寝るしかない。外で野ざらして寝るのは寒いし、人の目線も気になるし、生活を支えるためにアルミ缶集めをするためには物置が必要だ。それだけではなくて、移動するとき、仕事をするときには、寝る道具、布団とか、毛布とかを置いておく場所が必要です。これらの置き場所がなければ、移動するとのが非常に不便で、大きな荷物を抱えて仕事に行ったり、アルミ缶を集めたりしなければいけない。だからこそ、

テントが必要なのです。何も頼るものがないからこそ、一所懸命工夫して、やむなく生き延びるための方法として、彼らはテントというものを発明したわけなのですが、それを無理やり奪い取るということがおこなわれているわけです。

行政はこのような強制排除をするだけではありません。彼らが生き延びるために空き缶集めをしているのを泥棒だといって取り締まろうとしています。住民が廃棄したごみでも市の財産だということです。「持ち去り禁止条例」なども、最近は各地で出ています。生活の糧を得るため、ゴミとして出された空き缶を持ち去れば、泥棒として捕まってしまうのです。そこまで、いまは進んでいるのです。

また、すべての人がそうであるわけではないですが、生き延びるためにやむなく、どうしようもないという状況のなかで、無銭飲食をしたり、万引きをしたりすることもあります。そうすると逮捕されて、住所不定ですから、拘禁されて出られないわけです。そして多くの場合、有罪判決を受けています。執行猶予がついても、そのあとの社会復帰のための援助がなかなか受けられないのが実態です。

これは4年半ぐらい前のことですが、45歳の男性鈴木さん（仮名）が生活保護申請を拒否され福祉事務所で刃物を出して逮捕されたという事件が起きました。この方は半年ぐらい仕事がなく、アパートの家賃も払えない状態だったので、福祉事務所に生活保護の手続きをしに行ったわけですが、あなたは45歳で健康だからまだ働けるでしょう、そういう人には生活保護は出ないのですよなどと職員に言われて、申請さえさせてもらえませんでした。民生委員（地域の生活保護の相談なんかに乗る、ボランティアの公務員のようなもの）に頼んで、一緒に福祉事務所に行ってもらってもやはり申請させてもらえませんでした。普通は、民生委員が付き添えば、だいたい申請ぐらいはさせるのですが。

そもそも生活保護というのは、誰でも申請できるものです。実際に生活保護を受けることができるのは、一定の条件を満たさなければいけないのですけれども、審査してくださいと申請することは、誰でもできるのに、申請さえ拒む。しかし、申請拒否は法律違反です。そのため彼は、3、4回福祉事務所に足を運ぶのですが、申請さえ出来ず、結局は家賃滞納で、アパートを退去せざるをえなくなった。

そして彼は1泊野宿した翌日、東京に仕事を探しに行こうと思い立ち、電車賃をもらいに福祉事務所に向かいました。各地の福祉事務所は、生活に困っている人、特に住居がない、ホームレスの人が生活保護の相談に行くと、田舎に帰りなさいとか、隣のまちに行きなさいとかと言って、追いはらいのために電車賃をだしています。静岡だと、横浜に寿といういいところがあるから、そこに行きなさいというわけです。寿というのは、いわゆる「寄せ場」、日雇労働者の人たちが仕事を求めて集まる街で、「ドヤ」といわれる簡易宿泊所が密集しているところです。ここには、「法外援護」といわれる、ホームレスの人たち、日雇労働者の人たちのための福祉施策があります。そこで、あっちのほうに行きなさいというわけです。しかし、横浜までの電車賃をくれるかという、隣のまちまでの電車賃しかくれないのです。とにかくうちの管轄から出て行きなさいということです。

でも、何度お願いしても全然生活保護の手続きをししてくれなかった職員のことが、どうしても鈴木さんは忘れられず、腹が立ってきた。鈴木さんはもともとひょろっとした人で、体力が

なさそうな人なのですが、ほとんど食べていないような状態であったために、市役所のカウンターの前のベンチにへたり込んでしまったのですが、何で手続きをしてくれないんだと叫びました。そのとき、たまたま旅支度のためのナイフを手を持っていたため警察に通報され逮捕されてしまったのです。

そして、刃物を手に持ちながら殺してやると叫んで脅し、暴力行為等処罰ニ関スル法律に違反したとの理由で鈴木さんは有罪判決を受けてしまいました。そのときに、何で役所に乗り込んで行って怒鳴ったりしたのかというと、生活保護の申請をさせてもらえなかった、拒否されたからであったわけです。ところが、裁判所はなぜ彼がそのような行為をしたのか、その原因・動機については一切触れないで有罪判決を下しました。結局、福祉事務所の違法な申請拒否については見ぬふりをしたのです。他方、福祉事務所の違法行為に抗議した鈴木さんのみを、その抗議の方法は確かに許されない形のものだったのかもしれないけれども、実際に誰かの身に危険を及ぼすようなものではなかったにもかかわらず、断罪したのです。

このように、雇用の場からも排除され、生活保護から排除され、住まいを失い路上で野宿していると追い立てられ地域から排除される。また路上で野宿しているというだけで襲撃に曝される。生きのびるために犯罪に追い込まれ、刑務所に入れられる人もいます。刑務所に入って、出たとしても行くところがない。また同じことの繰り返しで、再び刑務所に入れられる。何度も何度も刑務所と路上を行き来する。刑務所と社会ではなくて、刑務所と路上を行き来していて、高齢になってしまう人たちも増えています。社会的排除の連鎖ができあがり、その終点に刑務所がある。

このような排除の連鎖は、一所懸命仕事を探せばあるはずだとか、本人が頑張れば何とかあるはずだというように本人の自己責任だとして正当化されていますが、ほんとうにそうなのでしょうか。

また、本人が頑張らないから悪いんだ、本人はもっと頑張るべきだ、働くべきだというふうに、貧困の人たちを非難するというのが、逆にそう言っている、いまはそれなりの豊かな生活を送れているかもしれない自分にとって、どういう意味があるのかということを考えなければならぬのではないのでしょうか。

野宿に至る現実を少し見てみましょう。だいたい野宿になる人の多くが、長い間不安定な仕事をいくつも経験していて、最後はだいたい建設日雇い労働に従事しています。最近では、建設日雇労働はほとんど壊滅状態ですが、この建設日雇労働というのがいったいどういうものなのかということだけ、ちょっと話しておきましょう。

これは、2003年に発覚した朝日建設事件というものがあります。大阪の釜ヶ崎などから集められ、山梨県の朝日建設という会社で働かされていた労働者たちの話しです。彼らのうち3人が賃金の未払いなどに抗議したら殺されてしまったという事件です。

この建設日雇労働の仕組というのはどういうものか。例えば、日給8千円で雇われ、いわゆる「飯場」とか、寮に入れられます。そうすると、寮費とか、食費とか、いろいろ天引きされる。結局、8千円だと言っても、半額ぐらいになってしまいます。多くの人が一銭も持たないような状況で建設日雇いに行きますから、食事代・タバコ代などのために給料を前借りせざるをえない。そうすると、給料日にはほとんど給料が残っていない。

毎日仕事があれば、ある程度のお金が手元に残るのですが、毎日あるとは限らないわけです。月に20日もあればいいわけですが、10日くらいしか仕事がないと、結局赤字になってしまいます。借金の方が増えてしまい、しょうがなくて逃げてしまうこともある。

ところが実際には、雇っているほうは、一人頭2万円ぐらいのお金をもらっているわけです。雇用対策の助成金ももらっている。労働者が借金がたまっと思って逃げてしまう場合でも、実は業者の方はまったく損していないのです。公共事業などの建設事業を請け負う大手ゼネコンというのは、直接現場で働く労働者は一人もいません。下請けや孫請けの業者が、日雇労働者を雇い仕事をしているわけです。中には仕事を請け負うのではなく、労働者を建設現場に派遣するだけのいわゆる「人夫出し」業者もいます。建設現場への派遣は派遣法でも禁止されているものです。しかし、ずっと昔からこの違法な労働者派遣が行われてきました。そして、労働者達は厳しい中間搾取に曝され続けてきたのです。

そして、賃金の未払いに対して抗議したら、殺されてしまうということさえ起こっている。これは、戦前の『蟹工船』の時代ではなくて、いま起こっていることなのです。

そして、今やこういう建設日雇いのような非常にひどい働き方が、実は、若者のあいだにも広がってきています。かつて、日雇い労働というのは、毎日労働者を雇用しなければいけないから、毎日、「寄せ場」と言われるような地域で、路上に労働者が集まって、そこに手配師が来て、労働者を雇って、現地に連れて行くというようなやり方をしてきました。しかし、いまは携帯電話がありますから、1カ所に集まる必要がないわけです。多くの若い労働力を本当に簡単に集められる。それが日雇い派遣というものです。

また、新たな「人夫出し飯場」のようなものも現れました。レストボックスというものです。社長が『ぼく、路上系社長』という本を出しているエム・クルーという会社です。これは東京の企業ですけれども、住むところがない、仕事もないという若者向けに、住まいと仕事を同時に提供する社会企業だと自称しています。求職登録した人には、部屋に泊めてあげますということです。ネットカフェで寝泊まりせざるを得ず、明日の仕事を毎日探し続けなければならない日雇派遣労働者などには、まさに救いの神にみえることでしょう。

このレストボックスには、部屋に二段ベッドがいくつも並べられていて、そこに1泊2千円ぐらいで泊めるのです。ひと月にすると6万円にもなります。アパートの方がよっぽど快適で安い。しかし、アパートに入る契約金などまとまった金が無く、保証人になってくれる人もいない。だから、こんな悪条件の高いところであっても泊まらざるを得ないのです。そしてベッドに泊める条件として、派遣の契約を結ぶわけです。ここに泊めて、いろんなところに派遣するというやり方をしているわけです。新たな人夫出し飯場に他なりません。

このように住むところも、働く口もない人たちを食いものにする企業が最近増えてきています。NPO法人もやいの事務局長湯浅誠さん（『反貧困』という本で非常に有名になりました）が貧困ビジネスという名前を付けましたけれども、そういったものがあちこちではびこっているのです。

このような社会的排除の現実、非正規労働者など最底辺の人たちだけの問題ではありません。実際に企業の正社員の人たちの仕事も、どんどん非正規、派遣とか、パートとかに切り替えられています。そして、少数に減らされた正規社員にはたくさんの仕事がのしかかってきて、

過酷な労働に耐えているのが実態です。しかも、一所懸命に仕事をしていても、いつ自分が首を切られるかわからない。おまへの仕事など派遣でできるぞ、というような脅しもかけられます。正社員がどんどん首を切られたり、あるいは分社化して、子会社に出向させられるとか、そんなようなことも起こっているわけです。

今年、大阪高裁で判決が下された、松下プラズマディスプレイという会社の事件をご紹介します。松下プラズマディスプレイという会社は、松下と東レがつくった会社で、プラズマディスプレイをつくっている日本産業の最先端部門です。けれども、何と社員が一人もいないのです。松下から出向してきている管理職などと、派遣会社から派遣されている労働者だけで構成されているのです。その労働者たちが、松下から出向してきている社員に指揮・命令を受けながら働いていました。労働者派遣法という法律がありますけれども、2004年までは製造業への派遣はできませんでした。ですから、いわゆる「偽装請負」だったわけです。

そこで、吉岡さんという一人の派遣労働者がこういう目に遭いました。吉岡さんは突然「今年派遣元の会社を変わってくれ」と上司から言われた。どういうことかという、より時給の安い派遣会社と契約をすることになったのでそっちに移って欲しいということでした。

派遣会社はいくつもあるわけですが、契約を取ろうとより賃金を安くしたりして、競争し合うわけです。派遣元企業はより安い派遣会社と契約しようとする。しかし、派遣労働者についてはこれまで派遣元で働いてきた熟練した労働者をそのまま使い続けたい。だから、派遣会社を変わってくれということになるわけです。

吉岡さんは一所懸命働いて、技術も上がってきた、もっとがんばるぞと思っていたやさきに、時給が低い会社に移れと言われたわけです。それはたまったものではないということで、吉岡さんは組合などに相談しました。そこで、松下プラズマディスプレイに直接雇用を申し込んだところ、ようやく直接雇用させることができたが、数ヶ月で雇止めとされてしまいました。そこで、雇傭関係が継続しているはずだと訴え出たところ、地裁では負けたのですが、大阪高裁は吉岡さんの訴えを認め、会社との雇傭関係が存続しているとの判決を下したのです。

そんなようなかたちで、派遣の人たちの働き方というのは、ほんとうに不安定な状況で、登録型に対する規制とかもいろいろと言われていますけれども、やはり直接雇用の原則というのを崩してしまったことが、非常に大きな問題になっているかと思います。

それが結局は、正社員も含めて、みんなの働き方を壊してしまっている。そして、最底辺のところでは最後のセーフティーネットといわれる生活保護しかなくて、その生活保護に全部の矛盾が覆い被さっているため、生活保護自体が機能麻痺の状況にあるわけです。そして、生活保護の申請拒否や保護の停廃止で、生活困窮者が餓死したり、自殺したり、あるいは、家を失って野宿を強いられたり、さらには犯罪に追い込まれ刑務所に収容される人も出てきてしまう。そういう現実があるのではないかと思います。

どうしてこのようなおかしなことが起こっているのでしょうか。その一つの見方として、「自立」観念というものがあります。「自立」観念にはいろいろな捉え方がありますが、ここでは便宜的に「古い自立」と呼んでおきます。これは普通われわれがよく使う意味での自立という言葉です。普通、自立というのは、誰にも頼らないで自力で頑張るとい、独力で頑張るといような意味でしょう。自分の生活を支えるため自力で頑張る、自己責任を負わなきゃいけなん

だということです。そして自己責任を負える人、自力で頑張れる人だけが自由に振る舞うことができる。自由に自分の幸せを追求できる。そういう考え方がある。また、自由に振る舞うためには自己決定ができなければいけないわけですから、自分で自分の幸せというのがわからねばならない。どうしたらいいかわからないという状況ではなくて、ある程度、きちんと自分で判断できる。嫌なことは嫌だと言えるようなことも含めて、自己決定できるような人、そして自己責任を負えるような人、ぐっとこらえて責任を負えるような人、そういう人だけが自由になれるというような考え方です。

その一方で、他人の保護に依存しなければいけない人の場合には、保護を与えられるかわりに服従を強いられる。保護してもらっているのだから、わがままを言うてはいけない、言うことを聞きなさいということです。単に他人からそう言われるだけではなくて、保護を受けている人自身が、保護してもらっているのだから、お世話になっているのだからわがままを言うてはいけないと思っている。そして、保護してもらわなければならない私が悪いんだ、というようなことで服従してしまう。保護者の恣意的な支配、わがまま勝手な支配に対して、嫌だと思っても、嫌だと言えないような状況があるわけです。

これは、ずいぶん前に聞いた話ですが、脊髄損傷で半身不随の女性の方のお話です。この方が施設に入所していたときのことで、職員の数が足りなく、お風呂が週に1回ぐらいしかなかったそうです。そのお風呂に行くときに、担架みたいなものに裸にして乗せられて、その上にタオルを掛けられて、浴場に連れて行かれる。それさえも嫌だったけれども、浴場に行くと、みんな横に並ばされて、洗ってもらう順番を待つ。

あるとき、自分の隣の女性がシャンプーをしてもらっていたときに、その職員の人が、泡が出ないねと言ったそうなのです。すると、洗ってもらっている人が、ごめんなさい、ごめんなさいと言いました。何で泡が出ないかという、毎日洗ってないからです。1週間に1回ぐらいしか洗わないと、泡もあまりでないわけです。ちゃんと洗ってもらっていないから、泡が出ない、それすら自分の責任だと思ふような状況があります。そういうなかで、嫌なことを嫌だと言えないというところで、我慢せざるをえないわけです。

いずれにしても、保護してもらっているのに文句を言うというのはわがままだと保護を受けている人びともも含めてみんなが考えている。文句を言えば、では勝手にしなさいとほうり出され、さらには怠け者と非難され、自力でやることを強制される。

先ほどご紹介した鈴木さんの事件が一つの例です。45歳で働けるのに仕事をしていないのは怠けているからだという先入見をもって、役所は最初から申請すらさせない。こうした違法を支える観念が社会の中に浸透してしまっているのではないかと。

これによって、とにかく自力で頑張らなければいけないんだという思いに囚われ、みんなが我慢比べをしていて、弱音を吐くことができない、人に頼ることができないのです。特に思うのですけど、男性のほうが人に弱音を吐けないし、頼れない。わたしたちは、自立の強迫観念に囚われているのではないのでしょうか。

ところで、ホームレスの人のほとんどは男性なのですが、ホームレスの人たちは、保護に頼ることを嫌がります。みなさんは意外に思うかもしれませんが、生活保護を勧めても、

「いや、俺は自力で頑張るんだ」、そんなものに頼るのは人でなしだ、というようなことを言うわけです。

そのため、いろいろお話をして、保護を受けるように勧めるわけです。生活保護を受ける権利があるんだよとか、保護を受けた方が家を確保できるし、仕事も見つけられるようになるかもしれないよ、仕事がうまくいったら、保護を辞退すればいいんだからと言ったり。あの手、この手でいろいろ介入して、ようやく保護を取る気になってもらえることが多いのです。

このように、他者の援助に頼ることがほんとうに嫌だという人が多い。特に男性に多いのではないのでしょうか。これは、会社でばりばり働いている人たちなどに限らないでしょう。

普通に自立しているとみなされる人たちは、どういう状況にあるのでしょうか。最初にお話ししましたがけれども、生存と自由を守るために一所懸命頑張っている。一所懸命頑張っているということ自体を否定するわけではまったくないのですが、一所懸命頑張らなければいけない状況のなかで、企業の理不尽な、恣意的な支配にも耐えざるをえない状況にあるのではないかと思うのです。

結果として自由を失って、家族関係がばらばらになったり、場合によっては過労死をすとか、あるいは自ら命を断つとかというようなかたちで、一所懸命に守ろうと思った生存自体を危機にさらすということさえあるのではないかと。これが自立、古い意味での自立、とにかく自力で頑張らなきゃいけないというような考え方の、行き着く先なのではないかなと思うわけです。

そして、頑張りきれない人を排除したり、襲撃したり、殺してしまったり、刑務所に入れたりというようなかたちで、どんどん排除の連鎖が広がっていってしまう。そして今度は、会社で頑張っている、俺は勝ち組だと思っていた人が、いつのまにかすべてを失ってしまうというような、悪循環をもたらせているのではないかと。

これを逆転させ、排除の連鎖を断ち切る、あるいは我慢比べといじめの連鎖というのを断ち切ることはできるのでしょうか。そのチャンスが生存権保障にあると思うのです。

逆にいえば、生存権保障の意義は、嫌なことは嫌だと言えるような、自由に自分の幸せを思い描けるような条件を、すべての人に平等に保障するというにあるのです。自由に幸福を追求できるような条件を平等に保障しましょうというのが、生存権、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」保障の意義、ということなのです。

この「文化的」というのは、自分なりの幸せをいろいろ思い描けるようなさまざまな多様な選択肢があるということです。もうぎりぎりの、これしかないということではなくて、さまざまな選択肢というのがあってはじめて自己決定できる条件も整えられるのです。

例えば、ホームレスの人については、みんな施設に入れという施設収容主義がとられています。しかも、働ける年齢のホームレスの人の場合、生活保護施設ではなく、自立支援センターという施設に入ることを強要されることもあります。アパートに入りたいと言ったら、生活保護の申請を却下されたということが、現実に東京の新宿で起こっています。そのため現在裁判をしているところなのです。

大阪でも保護施設に入るのを強要された佐藤さんが、施設収容は違法であり、居宅保護すべきだとして裁判を行ったのですが、それは最高裁まで行って結局勝ちました。とにかく施設に入りなさいというやり方はおかしい。保護をもらいながら、アパートに暮らす自由というもの

があってもいいのではないか。そういう選択肢があるということが重要かと思います。

最後です。ちょっと長めになって申しわけないですが、「日本国憲法」における人権体系というのをお話したいのです。結局、自力で頑張りきれないのだけれども、いろいろな援助、誰かの援助に依存せざるをえないような人も含めて、すべての人に自由を保障していく、自由な幸福追求を保障していく構想こそが「日本国憲法」です。

第13条は、個人の尊重、私のことは私が決める。これは、私のことは私が決めるということであり、私のことを他人が勝手に決めるというような権力を制約したり、私のことを他人が勝手に殴るという暴力を否定するものです。暴力を否定し、権力を制限するのが自己決定権です。ノーという権利です。しかし、これが保障されていけばすべての人が嫌なことに嫌だと言えるわけではない。嫌だと言えずにじっと我慢しちゃう人たち、せざるをえない人たちもいるわけです。

そういう人たち、例えば経済的に自立、自活していく条件を欠いている人びと、雇用の場で差別されているがゆえに自立の条件を欠いている女性などは、男性に生活を依存せざるをえないような状況になる。そうすると、その夫から恣意的な支配を受けても我慢しちゃう。殴られても、家を飛び出せば、明日から住むところを失い、食べることもできなくなるためじっと我慢せざるをえない。

このように他者の保護に依存している人にも自由を保障する。人に頼っていても、嫌なことは嫌だと言っていいんだよというのが、24条個人の尊厳の意義です。だが、ほんとうに嫌なことを嫌だと言うと、保護を失ってしまう。生きていく手段を失ってしまうことになる。そうすると、我慢をしなきゃいけない。そこで、そういう人たちに、安心して逃げてきなさいというのが、この第25条の生存権であるわけです。

生存権は、嫌なことは嫌だと言って、安心して逃げてきなさい、そうすれば、みんなであなただの生活を保障しますよ、あなたにはそういう権利があるんですよと呼びかけているのです。必要であれば保護を請求して、保護を受けて、自由に自分の幸せを思い描いて生きていく権利があるんですよというのが、「日本国憲法」における人権保障の在り方です。

若干オーバーしましたが、以上でお話を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。